

船舶所有者の皆さまへ

被扶養者資格の再確認とご提出のお願い

被扶養者状況の変更の有無にかかわらず毎年ご提出いただく必要があります。

全国健康保険協会船員保険部（以下「船員保険部」といいます。）では、法令に基づき、船員保険の被扶養者の方が引き続き被扶養者としての条件を満たしているかを確認しており、今年度も、被扶養者削除の届出が未提出となっていないかを確認いたします。

つきましては、同封の「船員保険被扶養者状況リスト」（以下「被扶養者状況リスト」といいます。）により、対象の方が現在も被扶養者の要件を満たしているかをご確認のうえ、船員保険部にご提出ください。

被扶養者資格の再確認は保険料負担の軽減につながる大切な事務ですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご協力ありがとうございました

令和5年度実施により
扶養削除となった人数

1,952人

（令和6年3月31日時点）

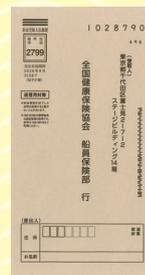
本リーフレットとともに送っている主なもの

被扶養者状況リスト

被扶養者現況申立書

被扶養者調書兼異動届 （削除用）

返信用封筒



変更状況に関わらず
必ず提出
（毎年提出）

提出しない

被保険者と
別居している場合
必ず提出

被扶養者資格を
削除する場合
提出

※各種書類の添付が必要です

→ P.4~6

※画像はイメージです。

! 各提出書類は、変更・異動の有無にかかわらず **毎年ご提出** ください。

提出期限：**令和7年2月14日（金）必着**

資格確認の対象となるのは令和6年12月3日時点の被扶養者の方です。ただし、下記の①～③に該当する方を除きます。

- ①令和6年4月1日時点において16歳未満の方
- ②令和6年4月1日以降に被扶養者になった方
- ③マイナンバー情報照会により、居住要件および収入要件を満たしていることを確認できた方

お問い合わせ

被扶養者状況リスト等の
記入方法について

全国健康保険協会船員保険部

03-6862-3060

受付時間 月～金曜日

8:30～17:15 ※土・日・祝日・年末年始

（12月29日から1月3日）は除く

確認の流れ

「被扶養者状況リスト」をご確認いただき
下記の流れで確認・記入・提出をお願いします。



1

リスト確認

要件確認

まず**確認区分**に
誤りがないことを確認します。

※記載されている確認区分が現況と相違する場合は**二重線で抹消して**、
正しい確認区分をご記入ください。

確認区分について

→ P.3 (右面) をご覧ください

被扶養者一人ひとりについて、
区分に応じた**認定要件**を満たしているか
確認のうえ、**提出書類**を用意します。

認定要件の確認と提出書類

→ P.4~6 をご覧ください



被保険者 番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者 生年月日	続柄	確認区分	チェック				管理簿 番号
						変更なし		削除となる		
						被保険者と 別居している	海外に在住 している	被扶養者調 書兼異動届 (別添用) を添付	日本年金機 構へ提出済	
0000958	○崎 ○雄	○崎 ○男	S25.1.21	父	判定不能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	00043
0000958		○崎 ○美	S54.7.21	妻	同居 同居	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	00044
0000958		○崎 ○愛	H18.10.10	子(男)	判定不能	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	00045
0000960	△原 △夫	△原 △夏	S51.7.11	妻	収入超過	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	00046
0000960		△原 △人	H12.5.14	子(男)	別居	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	00047
0000960		△原 △希	H14.9.21	子(女)	判定不能	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	00048
0000960		△原 △奈	H16.8.11	子(女)	判定不能	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	00049
0000962	◇本 ◇弘	◇本 ◇子	S38.8.30	妻	判定不能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	00050

2

記入

確認の結果、認定要件を満たしている方は、
「**変更なし**」欄にチェックします。

被扶養者が「被保険者と別居している」または
「海外に在住している」場合は、追加でチェックしてください。

※海外居住の被扶養者の方がいる船舶所有者さまには、後日別途文書にてご確認させて
いただく予定です。

リストに記載のない方
は確認・記
入不要です。

3

記入

認定要件を満たさなかった方は、「**削除となる**」欄の該当する欄に
チェックします。

※被扶養者異動届の決定通知書がお急ぎで必要な場合、「被扶養者調書兼異動届」を添付せず船員保険被扶養者(異動)届を
日本年金機構へ届け出てください。

4

記入

船舶所有者情報を記入します。

※被扶養者状況リストが複数枚ある場合、
2枚目以降の船舶所有者情報は記入不要です。

船舶所有者所在地
船舶所有者名称
電話番号

5

提出

記入済みの**被扶養者状況リスト**の正(提出用)と
各提出書類を返信用封筒に入れて郵送します。

※被扶養者状況リストの副(保管用)は返送しないようご注意ください。

提出期限

令和7年
2月14日(金)
必着

確認区分について

被扶養者状況リストに記載されている「確認区分」は、
令和6年8月上旬に実施したマイナンバー情報照会に基づく判定結果です。

- マイナンバー情報照会以降に転居や退職などで異動があった場合、確認区分の判定が現況と相違することがあります。大変お手数ですが、区分を訂正のうえ、訂正後の区分に応じた確認・提出を行ってください。
- 退職された方が記載されている場合、被扶養者状況リスト上での処理は不要ですが、資格喪失の手続きがお済みでなければ必ず日本年金機構へ届け出てください。

確認区分	確認・提出内容
① 別居	同居が認定要件ではない続柄で被保険者と別居していると判定された方 → P.4 別居
② 要同居	同居が認定要件となる続柄で被保険者と別居していると判定された方 実態が同居でなければ扶養削除となります。 ※世帯分離等で世帯が異なる場合、実態が同居であっても「要同居」として判定されます。「要同居」区分の確認・提出を行ってください。 → P.4 要同居
③ 資格重複	健康保険の資格が重複していると判定された方 ご自身で他の健康保険等に加入している可能性があります。 例) 被扶養者が就職し、健康保険組合等の被保険者としての資格を有しているが、扶養削除の手続きを行っていない。 例) 新たに被扶養者となったが、以前加入していた他の健康保険等を脱退していない。 → P.5 資格重複
④ 収入超過	年間(令和5年中)の収入額が130万円(60歳以上は180万円)を超過していると判定された方 ※年間の収入額は、給与収入額・雑所得額・事業所得額・営業等所得額・農業所得額・特例肉用牛所得額・不動産所得額・利子所得額・配当所得額・公的年金(老齢年金)等収入額を合算した金額です。 → P.5 収入超過
⑤ 判定不能	マイナンバーによる情報照会ができなかった方 例) 船員保険部でマイナンバーを保有できていない。 例) 情報照会先の市区町村から回答を得ることができなかった。 → P.6 判定不能

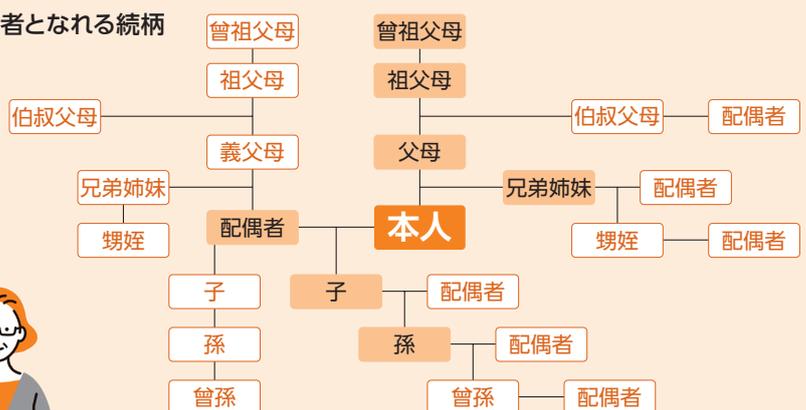
同居が認定要件となる続柄

右図 の続柄の方は、被保険者と同居していることが、被扶養者認定要件となります。

の続柄の方は、別居していても被扶養者となることができます。



被扶養者となれる続柄



認定要件の確認と提出書類

確認区分



別居

確認 被扶養者の年収★が**130万円未満***1で、かつ**被保険者からの仕送り(援助)額より少ない**ですか？

*1 被扶養者が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者)の場合は「180万円未満」となります。

はい

いいえ

提出書類

被扶養者
状況リスト

被扶養者
現況申立書

仕送りの事実と
仕送り額が
確認できる書類

確認
書類例

送金者名・受取人名・仕送り額が確認できる預金通帳の写しや振込明細書／現金書留の控えの写し 等

認定要件を満たさないため、**扶養削除を届け出てください**

扶養削除の提出書類 → P.6

正(提出用)

②2枚目は船舶所有者控えです

「変更なし」に

学生は省略可
※学生であっても、
現況申立書は
必要です。

学生の場合、仕送りの確認書類の提出は省略できますが、被扶養者現況申立書については、収入や仕送り額等の必要事項を記載のうえ、提出が必要です。またその際、職業欄に学生である旨(例:大学●年生、専門学校●年生)を記載してください。

年収の壁・支援強化パッケージについて

確認時点で同居している場合は、確認区分欄に記載されている「別居」を二重線で削除のうえ「同居」と記載してください。

被扶養者の年収が、人手不足による労働時間延長等で一時的に130万円(被扶養者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の場合は180万円)を超えた場合、一時的な収入変動である旨の被扶養者を雇う事業主の証明を添付することで、被扶養者認定が可能となる場合があります。該当する場合、下記の提出書類をご準備ください。

提出書類

被扶養者状況リスト

「確認区分」に応じた
提出書類

「一時的な収入変動」
に係る
事業主の証明

正(提出用)

②2枚目は船舶所有者控えです

「変更なし」に

厚生労働省
ホームページ
よりダウンロード
いただけます。

政策の詳細は、厚生労働省の
ホームページをご覧ください。



年収の壁・支援強化パッケージ | 🔍 検索

※収入を確認する書類(所得証明書等)は、ご提出いただく必要はございません。

★被扶養者の年収とは？

給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険・船員保険の傷病・出産手当金のことをいいます。

給与と所得者の場合 総収入額を年収とします。

自営業者の場合 年間総収入から直接的経費*を差し引いた額とします。

*直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費(例:製造業における原材料費、小売業における仕入れ費)であり、それ以外の費用(例:公租公課、宣伝費)は差し引くことはできません。

確認区分



要同居

確認 実態として被保険者と同居していますか？(世帯分離等で被保険者と世帯が異なっていませんか?)

はい

いいえ

提出書類

被扶養者状況リスト

被保険者の住民票

被扶養者の住民票

正(提出用)

②2枚目は船舶所有者控えです

「変更なし」に

住民票

世帯主	
住所	
1	
2	
3	

印

住民票

世帯主	
住所	
1	
2	
3	

印

認定要件を満たさないため、**扶養削除を届け出てください**

扶養削除の提出書類 → P.6



資格重複

確認 ご自身で他の健康保険等に加入していませんか？下記のケースが多くなっています。

被扶養者が就職し、健康保険組合等の被保険者としての資格を有しているが、扶養削除の手続きを行っていない。

扶養を削除する
扶養削除の提出書類を届け出てください。

扶養削除の提出書類 → P.6

新たに被扶養者となったが、以前加入していた他の健康保険等を脱退していない。

他の健康保険等の脱退手続きをする

P.6の確認区分「判定不能」を参考に、現況に該当する確認区分の確認・提出を行ってください。

資格の重複が確認できない場合

現在は資格重複が解消している場合は、被扶養者状況リストの区分を訂正のうえ、P.6の確認区分「判定不能」を参考に、現況に該当する確認区分の確認・提出を行ってください。



収入超過

確認 現時点及び今後の年収*1は、130万円(180万円*2)を超過する見込みですか。収入超過の原因が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものですか。

*1 被扶養者の年収については、P4をご覧ください。

*2 被扶養者が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者)の場合は「180万円」となります。

(継続的に) 130万円(180万円)を超過する見込みである。

認定要件を満たさないため、扶養削除を届け出てください

扶養削除の提出書類 → P.6

(今後は) 130万円(180万円)を超過しない見込みである。

提出書類

被扶養者状況リスト

正(提出用)

②2枚目は船舶所有者控えです

「変更なし」に

収入超過の原因が人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に130万円(180万円)を超過したことによるものである。

提出書類

被扶養者状況リスト

正(提出用)

②2枚目は船舶所有者控えです

「変更なし」に

「一時的な収入変動」に係る事業主の証明



厚生労働省ホームページよりダウンロードいただけます。

※被保険者と別居の場合、学生の場合を除き、別途提出書類が必要となります。詳しくは、確認区分「別居」をご確認ください。

確認区分



判定不能

下記を参考に、現況に該当する確認区分の確認・提出を行ってください。

確認 P.3「被扶養者となれる続柄」の **オレンジ** に該当しますか？

はい

いいえ

被保険者と同居していますか？

被保険者と同居していますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

被扶養者の年収が130万円未満*1で、かつ被保険者の年収の半分未満*2ですか？

*1 被扶養者が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者)の場合は180万円未満となります。
*2 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

国内在住ですか？

被保険者と同一の世帯ですか？

認定要件を満たさないため、扶養削除を届け出てください P.6の「扶養削除の提出書類」を参照

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

提出書類
・被扶養者状況リスト
「変更なし」に☑

認定要件を満たさないため、扶養削除を届け出てください P.6の「扶養削除の提出書類」を参照

P.4の確認区分
「別居」を参照

提出書類
・被扶養者状況リスト
「海外に在住している」に☑
*後日別途文書にてご確認ください

被扶養者の年収が130万円未満*1で、かつ被保険者の年収の半分未満*2ですか？
*1 被扶養者が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者)の場合は180万円未満となります。
*2 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

P.4の確認区分
「要同居」を参照

はい

いいえ

提出書類
・被扶養者状況リスト
「変更なし」に☑

認定要件を満たさないため、扶養削除を届け出てください P.6の「扶養削除の提出書類」を参照

扶養削除の提出書類

確認 扶養削除を日本年金機構に手続き済みですか？

はい

いいえ

船員保険被扶養者(異動)届を日本年金機構へ直接届け出いただき、船員保険部には被扶養者状況リストのみ提出してください。

確認 お手続きをお急ぎですか？
(通常、提出から決定通知書の送付まで1~2ヶ月かかります)

はい

いいえ

提出書類

被扶養者状況リスト

正(提出用)

② 2枚目は船舶所有者控えです

「日本年金機構へ届出済」に☑

提出書類

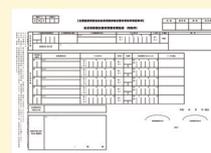
被扶養者状況リスト

正(提出用)

② 2枚目は船舶所有者控えです

「被扶養者調書兼異動届(削除用)を添付」に☑

被扶養者調書兼異動届(削除用)



解除となる方の保険証

船員保険被保険者証



パンチもしくはハサミを入れる



Q & A

Q1.被扶養者でなくなった日の基準を教えてください。

A1.被扶養者でなくなった日は次のとおりとなりますが、不明な場合は申出日をご記入ください。

- (ア) ご就職、昇給等による収入超過の場合
→ その事実が発生した日(収入に変動があった事実が発生した日)
[例] 就職された日/給料や勤務形態が変わり、収入が増えるきっかけとなった日
- (イ) ご結婚等により被保険者の方の扶養から外れた場合
→ その事実が発生した日
- (ウ) 後期高齢者医療制度に加入された場合
→ その事実が発生した日
- (エ) 亡くなられた場合
→ 亡くなられた日の翌日

Q2.被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正できますか。

A2.船員保険部では、氏名や続柄等を訂正することはできません。お手数ですが、氏名等の訂正については、管轄の年金事務所へお手続きをお願いいたします。

Q3.既に退職している者や扶養削除済みの者が「被扶養者状況リスト」に記載されていますが、どうすれば良いでしょうか。

A3.「被保険者資格喪失届」または「被扶養者(異動)届」を既にご提出いただいている場合は、リストの「日本年金機構へ提出済」欄に (チェック) をしてください。なお、届出を提出後、数カ月経過しているにもかかわらず、リストに記載されている場合には、誠に恐れ入りますが、船員保険部へお問い合わせください。

※ 令和6年12月3日現在において、船員保険部で確認している方をリストに記載しています。

Q4.同封されている「被扶養者調書兼異動届(削除用)」が不足する場合はどうすれば良いでしょうか。

A4.大変お手数ですが、全国健康保険協会ホームページよりダウンロードをしていただくか、お電話にて船員保険部へ必要部数の送付をお申し付けください。

Q5.自営業の場合の年収確認はどのように行えばいいでしょうか。

A5.自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費を差し引いた額となります。直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費(例:製造業における原材料費、小売業における仕入れ費)であり、それ以外の費用(例:公租公課、宣伝費、減価償却費)は差し引くことはできません。

Q & A



Q6.預金通帳のコピーを提出しますが、仕送りと関係のない箇所について見られたくありません。

A6.仕送りと関係のない箇所については、黒く塗りつぶすなど、マスキングしてください。

Q7.別居している学生の被扶養者がいますが、仕送り金額を確認するための書類の提出は必要ですか。

A7.学生の場合、仕送り金額を確認するための書類は省略できます。

その場合、「被扶養者現況申立書」の職業欄に学生である旨(例:大学●年生、専門学校●年生)をご記入ください。

Q8.扶養削除となるため、被扶養者調書兼異動届(削除用)を提出しましたが、通知書等はいつ頃送られてきますか。

A8.ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届(削除用)は、船員保険部での内容確認を行った後、年金事務所での審査・入力処理がありますので、通知書等の発送までに1~2か月程度お時間をいただくこととなります。

お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。なお、その場合は「被扶養者状況リスト」については「日本年金機構へ届出済」欄にチェックをしてください。

Q9.被扶養者状況リスト等を提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか。

A9.被扶養者調書兼異動届(削除用)を提出した場合(扶養削除となる場合)を除き、結果通知は送付されませんので、ご了承ください。なお、被扶養者状況リストの副(保管用)は船舶所有者さまの控えとなりますので、提出せずに保管をお願いいたします。

Q10.一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円を超えてしまいそうです。この場合、扶養削除となりますか。

A10.一時的な収入の増加により、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円(60歳以上及び障害者である場合には180万円)を超えてしまいそうな場合であっても、被扶養者を雇う事業主の証明により、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増であると認められる場合は、被扶養者として認定されます。該当者がいる場合は、被扶養者を雇う事業主の証明(※)を添付いただきますようお願いいたします。

※被扶養者を雇う事業主の証明等の詳細は
厚生労働省ホームページをご確認ください。

